

新年は1月8日  
より業務を行  
います

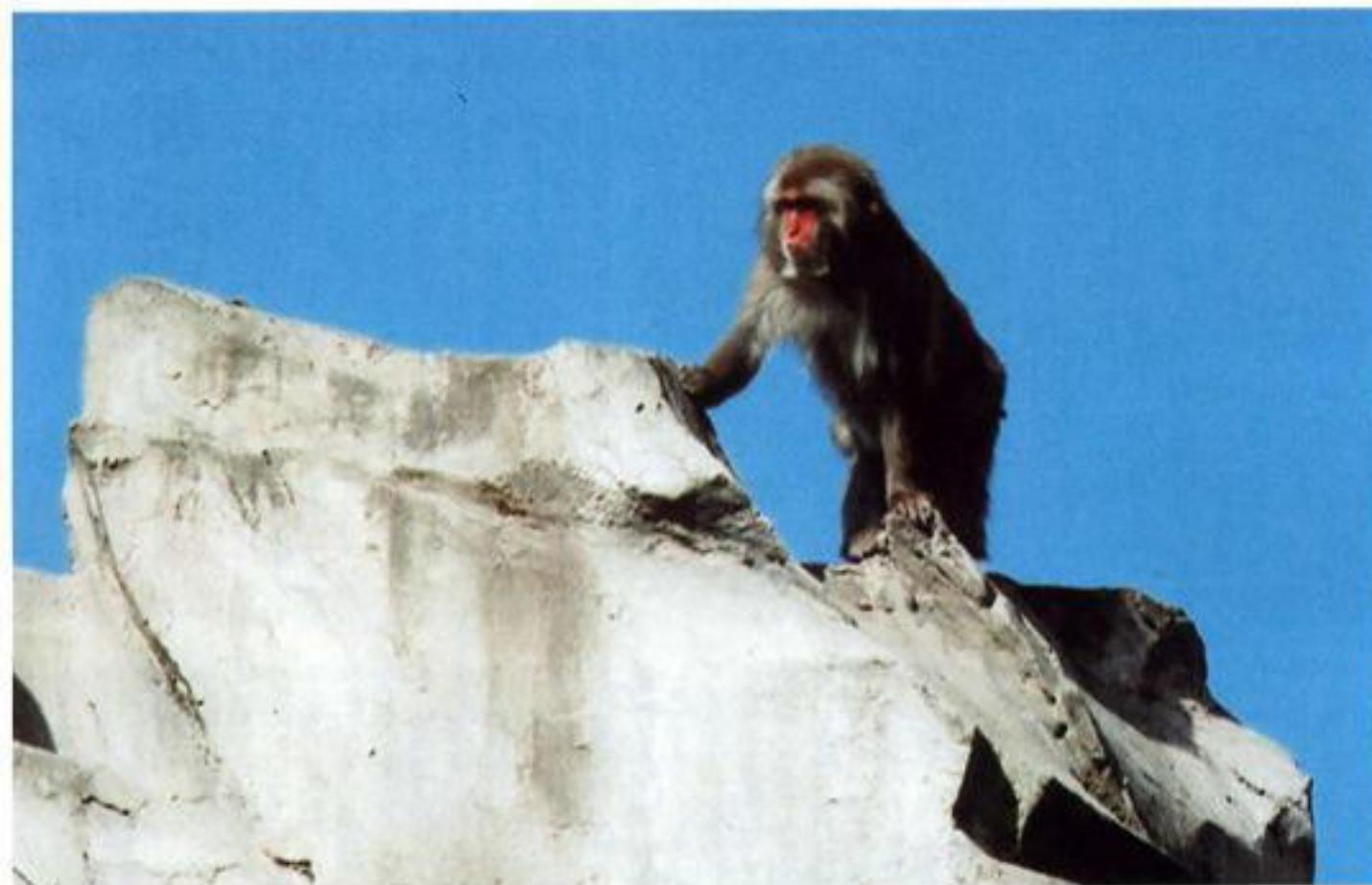
事務所だより

# カツとび

発行 東葛総合法律事務所  
編集責任者 左近允寛久  
〒271-0092  
千葉県松戸市松戸1281-29  
住友生命松戸ビル5階  
電話 047-367-1313  
FAX 047-367-1319

# あけまして おめでとう ございます

2004年元旦



上野動物園にて(撮影 石坂 淳さん)

みなさまのご多幸を、心よりお祈り申しあげます。

政府は、イラクに自衛隊を派遣することを決定しました。私達は、この決定に真っ向から反対の意思を表明します。憲法が掲げる国際協調主義は小泉首相のいう国際協調主義とは異なります。人類の平和的共存をもとめる我が国は、多数者、強者に与する方策をとるべきではありません。

我が国こそは、徹底した平和主義を実践する国になつていくべきです。今、憲法9条を変えようという動きが活発です。今、なぜ、憲法9条に掲げる決意をかなぐり捨てなければならないのでしょうか。私は、決意を撤回するのではなく、この決意をどう実践するかということが問われています。

# ごあいさつ

## 東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川智志

弁護士 福富美穂子

弁護士 左近允寛久

弁護士 斎藤 雅子

事務員 田中淳哉

事務員 小久保 雅弘

事務員一同

## 布川事件支援

# 佐藤光政コンサート 290名の参加で成功

コンサートの成功糧に  
がんばりたい

布川事件を地域に広め、

えん罪の構造、奪われた  
日々の重さと回復について  
地域のみなさんとともに  
考え、行動して頂きた  
いと願い、コンサートを  
企画しました。

弁護士 蒲田孝代



## 無罪を勝ちとるまで ご支援を

友の会会长 小儀一男

二月二日、松戸市  
市民劇場で開催しました布  
川事件支援「佐藤光政コ  
ンサート」は、会場いっ  
ぱいの参加がありました。

参加頂いたたくさんの方  
から、感動のお手紙や  
連絡のお電話、ご協力  
のお手紙を頂きました。

私は、この成功を確  
にして、一層弁護団の一  
員として、再審開  
始、無罪むけて、がん  
ばりたいと思います。

舞台向かって右から、桜井昌司さん、杉山卓男さん、蒲田孝代弁護士、佐藤光政さん、  
藤井ゆりさん



二月二日（金）午後七時から、松戸市民劇場にて、布川事件支援「佐藤光政コンサート」を行いました。これは事務所といまいした。これは事務所と友の会が、第二次再審請求の最大の山場である今、自分たちで何かできなかつた結果、主張することになつたものです。当日は、290

名の方が参加されました。「歌の歌」や、「詩の朗説」には多くの人が感動し、大成功に終わりました。

そもそも、事務所の布川事件との出会いは、第一次再審請求に蒲田弁護士が弁護団に参加したところ始まります。その後桜井さんと杉山さんが

仮出所し、たびたび友の会の行事に参加していました。二人の人生にふれ、会員の方々は、彼らの実業を確信してきました。この思いを、なんとかもっと多くの人に伝えたい。これが支援コンサートに取組む原

動力になりました。

また、佐藤光政さんも第一次再審請求の時から二人を支援し、コンサートを続けています。「歌の歌」には、佐藤さんの歌には、強い思いが乗り移り、私達の心の奥底から振り動かすような感動を与えてくれました。多くの方か

ら「本当に良かった」「涙がとまらなかった」との声が寄せられました。時集も買いました。ありがとうございました」と手紙を送つてくださつた方もおりました。この感動は、必ず裁判官の心中にも届きました。この思いを、なんとかもっと多くの人に伝えたい。これが支援コンサートに取組む原

動力になりました。

また、佐藤光政さんも第一次再審請求の時から二人を支援し、コンサートを続けています。「歌の歌」には、佐藤さんの歌には、強い思いが乗り移り、私達の心の奥底から振り動かすような感動を与えてくれました。多くの方か

ら「本当に良かった」「涙がとまらなかった」との声が寄せられました。時集も買いました。ありがとうございました」と手紙を送つてくださつた方もおりました。この感動は、必ず裁判官の心中にも届きました。この思いを、なんとかもっと多くの人に伝えたい。これが支援コンサートに取組む原

松戸市民劇場  
ホール一杯に

# 布川事件速報

弁護士 福富美穂子



杉山は被害者宅のガラス戸を蹴つてはだし、その際にガラスが割れたとしています。物理的にガラス戸は蹴つても割れないし、はざも傷つかないことを確信させるコンサートでした。

水戸地裁土浦支部で再審請求の申立をしてから二年がたちました。昨年は、数回の進行協議期日を経て事実調べ「証人尋問」という新たなステージに突入し、事件は大きく動き始めました。

九月二十四日、一〇月一日には本事件の柱とも言える殺害方法「死因」等についての意見書が弁護団から新証據として提出されています。これは、先に行われた木村証人に対する検察側が新たに請求をした法医学者三澤章誠さんの専門も決まります。

月十九日、三月一日には、平成二十六年一月二月一六日、平成六年一月二七日に尋問が予定されています。

さらに、平成二六年二月一九日、三月一日には、先に行われた木村証人に対する検察側が新たに請求をした法医学者三澤章誠さんの専門も決まります。

私は、この成功を確にして、一層弁護団の一員として、再審開始、無罪むけて、がんばりたいと思います。

通常よりも早いペースで予定が次々と入り、弁護団は尋問の準備に追われます。裁判所が本事件に真剣に取り組んでいる証であると信じて頑張っています。

まさに山場を迎えるようとしている布川事件です。

私が大学生だった頃は、阪神大震災、米兵による少女暴行事件や薬害日V訴訟など、社会全体に

大きな衝撃を与える出来事が頻発した時期でした。私は「どうなっているんだろう、自分にも何かできることがないか」といった思いから色々なことに参加しました。

喪失ボランティアで飲食出しゃ聞き取りをする中で、復興の中心となるべ

き住民の声が反映されないことに不条理を感じました。沖縄では泡盛を飲めつて現地の方にお話を伺いました。琉球民族に何いは非武の伝統があること、

地上戦とその後の土地収奪の苛烈さ、米兵の国悲罪が繰り返されていること等々。そして平野部

開き、参加者に呼びかけて「支える会」をつくりました。命より金儲けが優先されたこと、薬害が繰り返されていることに憤りを感じました。

社会的弱者に光が当たらない現実を実感すると同時に、社会のゆがみを正すために奮闘する弁護士の姿を見て感銘を受けました。そうなれるよう精進する決意です。ここ指導下さい。



## 「むちうち」の正体発見

弁護士左近允寛久

もし、むちうち症の人方が低額液圧症候群だといふことになれば、治療が可能になる可能性があります。実際に、これまでいくつもの病院を回っても治らなかつた人が、この治療を施して劇的に改善したという例がいくつあります。

さらには、むちうち症が切られ、慰謝料も雀の涙、果ては訴病だ、精神病だと言われるなど、非常につらい思いをするケ

ースも少なくありません。

しかし、最近、このむちうち症が「低髄液圧症候群」という脳神経外科の病気であることが分かりました。とすれば、他国に兵を派遣する武力集団は、遠慮、かつ自衛隊とは非なるものです。それは、端的に軍隊であり、強度の違憲性を有するがゆえに、直ちに解体すべき不法の集団に他なりません。

この病気は、何らかの衝撃で脳と脊髄を獲つている硬膜が破れ、そこから髄液が漏れだし、その結果、髄液に浮かんでいる脳が下に沈み、小脳や神経中枢を圧迫するためには、さまざまな症状を発症する病気です。

この病気の存在自体は以前から知られていましたが、むちうち症と結びついて考える医師はいませんでした。しかし、3年

# イラク戦争に正義なし

弁護士 及川智志



イラク派兵は憲法に反することが明らかです。小泉首相は派兵を正当化するのに憲法前文の国際調和主義を持ち出しましめたが、語るに落ちるとはこのことです。憲法前文は「われらは平和を維持し、国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。」などとし、あくまでも平和的手段によることでからうじて自衛

## 新人弁護士 田中淳哉です



イラク派兵は憲法に反することが明らかです。小泉首相は派兵を正当化するのに憲法前文の国際調和主義を持ち出しましめたが、語るに落ちるとはこのことです。憲法前文は「われらは平和を維持し、国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。」などとし、あくまでも平和的手段によることでからうじて自衛

する国際調和を宣言しており、軍事力の行使がそれには該当しないことは明白だからです。この小泉首相の説明は国民を愚弄するものとしか思えません。

少なくとも国連撤退後のイラクには、米英中心の占領軍が駐留しているだけであり、現地報道が伝えるとおり、まさに「戦地」に他ならないからです。

さらに、自衛隊の目的は「わが国の平和と独立を守る」とですから（自衛隊法3条）、イラク派兵は、大臣の座を降り、国会議員を辞すべきです。

次に、イラク派兵は、非戦闘地域での活動を予定したイラク特措法（2条3項）にすら反します。

このための必要最小限の実力であり、そう主張す

る限り、自衛隊は白らの存在基盤である憲法（67条、43条等）を犯す者ですから、直ちに処理

この病気は、何らかの衝撃で脳と脊髄を獲つている硬膜が破れ、そこから髄液が漏れだし、その結果、髄液に浮かんでいる脳が下に沈み、小脳や神経中枢を圧迫するためには、さまざまな症状を発症する病気です。

この病気の存在自体は以前から知られていましたが、むちうち症と結びついて考える医師はいませんでした。しかし、3年

この病気の存在自体は以前から知られていましたが、むちうち症と結びついて考える医師はいませんでした。しかし、3年

この病気の存在自体は以前から知られていましたが、むちうち症と結びついて考える医師はいませんでした。しかし、3年

知っていますか？

## —本当に理想的な制度なの—

# リーガルサービスセンター（LSC）構想

弁護士 齋藤雅子



## 薬害C型肝炎訴訟について

弁護士

田中淳哉

リーガルサービスセンター（LSC）構想って知っていますか？司法をより国民の身近なものにしようという「司法制度改革」その一環として、改革へ向けて、LSCを運営するのがLSCです。

これは、主に次の5つの課題を実践しようとしています。①国民の司法への窓口を広げる「司法

国民が法的トラブル解決に必要なサービスを受けやすくするネットワークを構築しようとの動き、これがLSC構想。このネットワークを運営するのがLSCです。

（略）

このアセス拡充②資力の乏しい人も弁護士の援助を受けられるようになる「民事法律扶助」③在の被告人に対する国連弁護人と同様の制度を設ける「公的弁護制度」④居住地域による弁護士へのアクセス格差を解消する「弁護士過疎地対策」

そして、⑤「犯罪被害者支援」です。これらが実現したならば、司法を遠くに感じていた国民にとって、LSC構想は、理想的なものだと想えるでしょう。

LSCは、国費にて運営され、独立行政法人となる方向です。これではLSCの組織、業務、資金使途等に国が関与していくことは必ずあります。しかし、弁護士は少數者の権利を守り、特に刑事事件においては、刑

本当に理想的な制度なの？

しかし、LSC構想には、様々な問題があります。

まず、LSCは、国費

にで運営され、独立行政法人となる方向です。これではLSCの組織、業務、資金使途等に国が関与していくことは必ずあります。しかし、弁護士は少數者の権利を守り、特に刑事事件においては、刑

問権行使という国家権力に對峙していく者。これは、弁護士活動の独立性が脅かされます。

次に、「弁護士過疎地対策」。これが、弁護士過疎地の実体、各地域の弁護士需要の実体を十分に反映しているかという点です。現に、LSC構想を受けて、日弁連が松戸支部に公設事務所を設置しようと検討しています。

このような問題の多いLSCを許してしまって弁護士不足は実感されていません。眞に弁護士を

過疎の実体、各地域の弁護士需要の実体を十分に反映しているかという点です。現に、LSC構想を受けて、日弁連が松戸支部に公設事務所を設置しようと検討しています。このような問題の多いLSCを許してしまってもいいのでしょうか。許すべきではありません。

## 鹿戸浩子さんが退職

受付担当の鹿戸さんが

昨年一二月に退職されました。一年一〇ヶ月間お疲れ様でした。

鹿戸さんより



受付で直接お客様と接する機会が多く、日々変化があり充実した毎日でした。また友の会では、様々な考え方を持つ人達との交流があり、私には新鮮なものでした。本当に今までお世話になりました。

（略）

## 編集後記

新年おめでとうございま

必要としている地域が他にあるはずです。さらに、LSC常駐弁護士の任期制が検討されていますが、地域の求め理念、知識、経験を持つ弁護士が配置されるのが、ただ限られた期間、形ばかりに弁護士業務を行なうという体制では、かえつて国民の利益を害することになります。

このような問題の多いLSCを許してしまってもいいのでしょうか。許すべきではありません。

ザ・クレストホテル（柏市）にて

法廷 東京地方裁判所103号

被告の多くは、出産時に緊急の止血目的等から

血液製剤を投与されまし

た。出産は直接、間接に誰もが関わる問題であり、決して他人事ではないと思います。発症するまでが長いため感染に気付か

（略）

二月二四日一五時ト

四月二〇日一五時ト